引上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障施策に要する経費 (令和5年度決算見込み)

社会保障施策に要する経費に充てる引上げ分の地方消費税額 68.311百万円

1. 社会保障施策の充実(46,543百万円)

(単位:百万円)

事 項 名		経 費	財 源 内 訳			
			特定財源		一般財源	
			国庫支出金	諸収入	引上げ分の 地方消費税	その他
子・ ども育 て	子ども・子育て支援給付費	38,437	0	0	25,798	12,639
	地域子ども・子育て支援事業費	5,186	0	0	3,519	1,667
	児童保護措置費	5,702	2,766	26	324	2,586
高の 等 横 育化	県設立公立大学法人 授業料等減免事業費	146	0	0	146	0
	私立専門学校 授業料等減免事業費	3,084	1,542	0	1,542	0
医療・介護	後期高齢者医療負担金	82,030	0	0	950	81,080
	国民健康保険助成費	49,193	0	0	3,805	45,388
	難病等対策費	5,586	2,859	0	2,719	8
	地域医療総合確保事業費	2,630	1,753	0	876	0
	介護給付費負担金	64,641	0	0	4,806	59,835
	介護保険地域支援事業交付金	4,333	0	0	419	3,914
	地域介護総合確保事業費	4,854	3,236	0	1,618	0
	診療報酬の充実	24,649	5,227	2	19	19,401
合 計		290,471	17,383	28	46,541	226,518

[※] 診療報酬の充実分については、「後期高齢者医療負担金」、「国民健康保険助成費」及び「難病等対策費」 は、各々の項目に計上。診療報酬の改定分のみの事項は、「診療報酬の充実」に計上。

2. 社会保障施策の充実以外の使途(21,768百万円)

○ 社会保障の安定化分として、既存の社会保障施策に要する経費に充当。